

科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成25年6月3日現在

機関番号: 1 1 2 0 1 研究種目: 若手研究(A) 研究期間: 2009~2012

課題番号: 21683002

研究課題名(和文) 母子世帯の労働と福祉の地域的展開に関する調査研究

研究課題名(英文) The regional deployment of welfare-to-work policies

for singles mothers

研究代表者

藤原 千沙 (FUJIWARA CHISA)

岩手大学・人文社会科学部・准教授 研究者番号:70302049

研究成果の概要(和文): 母子世帯の労働と福祉にかかわる政策が、地方自治体で具体的にどのように実施されて母子世帯の暮らしに影響を与えているかを明らかにするために、現金給付(生活保護・児童扶養手当)と現物給付(就業支援・子育て支援)の地域的展開に関する研究を行った。現物給付は実施機関の差を含めて地域差が大きいこと、現金給付と現物給付は不可分で相互関連効果が強いこと、現金給付データの分析で地域労働市場の現状や必要な就業支援策が明確化しうることを確認した。

研究成果の概要(英文): This research project examines how welfare—to—work policies are implemented on the regional level. More specifically, to understand the influence of welfare—to—work policies on the living conditions of single mothers, the research analyzes the regional development of cash assistance (public assistance, the dependent children's allowance) and assistance in kind (work support, assistance and advice for child care). This data indicate that there are large differences in assistance in kind between regions as well as implementing institutions; cash assistance and assistance in kind are not only inseparable, but have a strong mutual effect; an analysis of data on cash assistance further highlights the regional labour market conditions and the importance of work support policies.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2009年度	2, 500, 000	750, 000	3, 250, 000
2010年度	2, 200, 000	660, 000	2, 860, 000
2011年度	2, 400, 000	720, 000	3, 120, 000
2012年度	2, 900, 000	870,000	3, 770, 000
総計	10, 000, 000	3, 000, 000	13, 000, 000

研究分野: 社会科学

科研費の分科・細目: 経済学・経済政策

キーワード: 母子世帯、ひとり親、地方自治体、母子福祉、自立支援、就業支援、

生活保護、児童扶養手当

1. 研究開始当初の背景

他の先進諸国と同様に日本でも離婚率・離婚件数が増加し、ひとり親世帯が増えつつあ

る。ひとり親世帯はふたり親世帯と比べて経済的に脆弱であることから、そこで育つ子どもの貧困をどのように解決するか、福祉給付の財政負担をどのように回避するかが課題

となり、welfare to work/workfare と呼ばれる政策潮流が生まれてきた。日本でも 2002 年の母子福祉改革により、現金給付である児童扶養手当の総給付費が削減される一方、「就業支援」「子育て支援」「養育費確保策」など社会サービス事業が新設され、現物給付による支援が重点化された。

しかし全国一律の基準で支給される現金 給付とは異なり、現物給付である社会サービスは地方自治体が実施主体となって具体的 に展開されることから、居住地域によるサービス格差が生じうる可能性が高い。2002年改革から一定年数が経過し、各地方自治体は時業支援策を講じてきたものの、研究開始時点で母子世帯の就業状況に改善はみられず、就業率も増加していなかった。このような国際的な政策動向と 2002 年改革後の地方自治体の施策の重要性を背景に本研究を企画した。

2. 研究の目的

本研究課題の申請時における研究目的は、 母子世帯にかかわる労働政策と福祉政策自 着目することによって、国の政策が地方自治 体の実施機関レベルでどのように具体化る 制を果たしているのか、母子世帯の子ども 割を果たしているのか、母子世帯の子としてかる は国家としているかどうかを検討する は国家としての日本の特徴を検証する があった。welfare to work(福祉から就労のための福祉)という政策動向を まえて、所得再分配としての現金給付が果た しての現金給付が果たすべき役割についる た現物給付が果たすべき明らかにすること を目的とした。

3. 研究の方法

研究の方法は、(1)母子世帯の労働と福祉に関する文献資料・統計調査の収集、(2)地方自治体・プログラム実施機関に対する2とアリング調査および参与観察調査、(3)2006年度から収集してきた現金給付データの補受料・追加データの収集、(4)母子世帯の母である。現金給付については四番と児童扶養手当のA自治体支給データも一部収集した。現であるとし、地域的特徴を相対化するため、地域的特徴を相対化するため、現合については1999~2003年度にかけており治体のその後の動向をフォルをもに、特徴的な取り組みを行っている自治体、東日本大震災の被災地の自治体を対象に加えた。

4. 研究成果

母子世帯の労働と福祉に関する日本的特徴を明らかにするために、文献資料・統計調査分析では、日本の歴史研究と先進諸国との比較研究を行った。諸外国と共通した特徴は、(1)ひとり親世帯はふたり親世帯と比べて貧困率が高いこと、(2)現金給付による支援のほか就業支援・子育て支援が課題になっていることである。相違点としては、(1)日本はひとり親の就業率が高いにもかかわらず貧困率が高いこと、(2)現金給付の所得再分配による貧困削減効果が弱いことである。

本研究は、国の政策展開や統計データを分 析するだけでは個人への帰着が把握できな いという問題意識から、地方自治体の現場レ ベルの政策展開と実施過程に焦点をあてた が、日本だけでなくニュージーランドおよび オランダの特定自治体を対象に行った調査 でも、地方自治体による相違が観察された。 背景のひとつは、現物給付(サービス給付) である「就業支援」「子育て支援」は行政直 営ではなく民間団体への委託方式で行われ ることが多いため、民間資源の地域差がサー ビス給付に影響することである。また外国調 査では、全国一律であるはずの現金給付にお いても、地方自治体の財政状況や福祉窓口の ケースマネージャーの裁量により求職活動 要件の適用に事実上の違いがみられるなど、 現場レベルの運営上の違いが現金給付でも 地域差を生じさせていた。

本研究では、日本の特定の地方自治体に焦点をあてたが、上記のような諸外国の動向を 視野にいれた研究枠組みのもとで考察を行った。

(1) 現金給付(生活保護・児童扶養手当)

2006~2008 年度の基盤研究(B)「生活保護受給母子世帯の自立過程に関する研究:データベース構築によるパネル調査分析」(課題番号 18330055)で研究協力を得られた A 自治体を中心に、補足資料や追加データを収集しながら分析を継続し論文を発表した(雑誌論文②~⑥)。生活保護分析の研究成果は基盤研究(B)の成果報告書に記載したため、児童扶養手当分析の研究成果を記載する。

①分析対象

A自治体における2005年度の児童扶養手当の現況届提出者のうち、対象児童の「母」として受給資格を得ている2,603人のデータを分析対象とした。またそのうち、2002年に支給を開始した289人分については、毎年の所得変動と職業移動を把握するため、2003~2007年度の現況届データから、5年間の所得推移と勤務先業種等についてパネルデータ

を作成した。

②就業率

2003~2007 年度のパネルデータをもとに 児童扶養手当受給資格者の就業率をみると、 2005 年の現況届時では 74.0%であった。し かし5年間 (5回) の現況届時すべて有職だった者は 39.4%に留まっており、単年度のある時点でみた就業率は安定就業を意味していなかった。逆に5年間の現況届いずれにおいても無職であった者は 9.0%しか存在せず、5年間でみると9割以上の者に就業経験があった。単年度で把握する場合と複数年で把握する場合の就業率の違いは、持続可能な安定職が少なく失業や転職を繰り返しながら断続的にも就業を持続させている母子世帯の就業実態を表している。

③所得水準·所得変動

2005 年度の現況届から 2004 年所得をベー スに児童扶養手当受給資格者の所得水準を みると、低位な所得階層に偏っており、生活 保護の最低生活費に満たない世帯が8割に及 んでいた。2002 年所得、2004 年所得、2006 年所得の3時点の変動をみると、児童扶養手 当受給資格者の所得は 5~6 割が固定的であ り、所得がゼロの階層と所得が比較的高い階 層の2つで固定化・再生産の傾向がみられた。 「ゼロ階層」での再生産の強さについては 2004 年から 2006 年にかけて高まっており、 最貧困層から脱出することは、近年に近いほ どより難しくなっていることが示唆された。 また、5年間で充分な所得の上昇が見込まれ る層は限られており、所得が下降する比率は 「高位階層」からよりも「低位階層」からの ほうが高いという特徴も見出された。

④勤務先業種

⑤職業移動

推定年収と勤務先業種の5年間の推移について職業移動という観点からみると、推定年収ゼロ階層固定層と高位階層固定層では就

労の持続性や業種において差異が顕著であった。高位階層固定層は勤務先業種にも変化はなく、同一職種・同一職場での継続就労が可能な層が比較的安定的に相対的高所得を得ていた。一方、推定年収ゼロ階層固定層は職業移動が頻繁であり、勤務先業種は、飲食店、食品製造、人材派遣、あるいは無職など、5年間の現況届時で変動が大きかった。

5年間で推定年収ゼロ階層から高位階層に 上昇移動したケースは、分析対象 289 人のう ち15人(5.2%)と少なく、その方々の特徴 に一定の傾向を見出すことは困難であった。 しかしながら、15人のうち3人は生活保護を 受給しながら就業を継続することで収入が 上昇しており、現金給付が事実上の就業支援 効果を果たしていた。15人のうち所得の伸び 率の最も高い人の最終勤務先は病院であり、 どのような条件があれば上昇移動が可能で あるのか、労働市場の地域特性も勘案しなが ら検証していくことが今後の課題である。地 方自治体の現金給付データは当該自治体で 必要な就業支援策を検討するのに活用しう る貴重な資料であり、個人情報保護に抵触し ない範囲で自治体と共同研究を行う意義を 見出した。

⑥貧困率·貧困削減効果

2005 年度に現況届を提出した児童扶養手当の受給資格者 2,603 人を対象とした分析では、地方都市という A 自治体の特徴もあり、母の推定年収は150万円未満の世帯が7割に上り、貧困率は78.4%であった。ただ推定年収に児童扶養手当を加えた場合は、貧困率は64.7%へ低下し、児童扶養手当は母子世帯の貧困率を低下させる機能を有していた。一方、養育費の貧困削減効果は小さかった。

ただ世帯の属性別に児童扶養手当の貧困削減効果をみると、「対象児童 3 人以上」世帯と手当の支給開始年が「2004年-2005年開始」世帯で効果は限定されていた。子どもの加算方式を見直し、所得制限の審査方式を改善することで、貧困削減効果を高めうることを分析で示した。

(2) 現物給付(就業支援・子育て支援)

①調査対象

1999~2000 年度の奨励研究(A)「ひとり 親世帯の就労と自立支援対策の総合化に関 する実証研究」(課題番号 11730022)、2002 ~2003 年度の若手研究(B)「ひとり親世帯 に対する welfare-to-work 政策に関する調査 研究」(課題番号 14730033) で調査対象とし た地方自治体に対して、その後の状況と現在 の母子世帯政策についてフォローアップ調 査を行った。また 2011 年 3 月の東日本大震 災を受けて被災地の地方自治体を調査対象 として加え、本研究の過程で注目した地方自 治体も対象に加えた。

②1999~2003 年当時の状況と 2009~2012 年 の相違

地方自治体の母子福祉行政担当課および 関連機関(福祉事務所、労働局、職業訓練校、 ハロワーク、母子生活支援施設、母子と活支援施設、母子を育就業・自立支援センス 福祉団体、母子家庭等就業・自立支援センス 一等)にヒアリングを行い、2002年母子と福心の 変化を調査した。母子世帯の労働・福母とでいずれの現場においても、母子世帯の母子世帯の政 でなく母子世帯の子どもの進学・就職古とおっていたことが過去の調査となっていたことが過去の調査を自治が 連であった。また就業支援に取り組む者 支援など労働行政だけでなく福祉行政・ 支援など労働行政だけでなく高識されつつあ を 支援なども今日的特徴であった。

全国一律の政策として現金給付が削減されるなか、現物給付の重要性が増しているが、その重要性の認識度合いや取り組み程度は自治体差が大きく、過去の調査より自治体間のサービス格差は拡大していた。今後、母子世帯の暮らしに与える地方自治体の影響がいっそう増していくことが予想されるが、自治体の先進的な取り組みが他のの調査では、自治体の母子福祉サービスの民間委託先はほぼ母子寡婦福祉団体に限られていたが、今回の調査では他の民間団体にも委託されはじめていた。

③就業支援の実施機関

2002 年改革後に創設された母子家庭等就 業・自立支援センターについては、地域雇用 情勢のみならず運営委託先による地域差が 大きかった。就業支援サービスを自治体が直 営で行うか民間団体に委託して行うかとい う相違や、委託する場合、委託先は営利団体 か非営利団体かといった相違がみられたこ とから、それぞれ異なる特徴をもつ地方自治 体・関連機関に対してヒアリング調査を行い、 就業支援の実施プロセスについて2つの実施 機関の参与観察調査を行った。結果として、 直営方式/委託方式、営利団体委託/非営利 団体委託のいずれの方式が効果的かといっ た傾向はみられず、各地域それぞれに固有の 課題や特徴を有していた。委託方式の場合、 自治体と委託先との関係があることから、個 別プログラムの目的、実施計画、成果指標等 が、直営方式よりも明示化されていたが、何 をもって成果とするかという点や委託先を どのように決定するかという点で課題もみ られた。

④就業支援の方法:雇用労働行政

母子世帯の母への就業支援を母子福祉行 政の一環として行っている自治体が多いな か、地域雇用対策に位置づけ自治体の雇用労 働行政の一貫として行っている自治体は、就 業支援の財政規模も大きく、地域の民間資源 の活用でも多様な広がりを見せていた。母子 福祉行政を超えて、国の雇用創出の基金によ る事業(ふるさと雇用再生特別基金事業・緊 急雇用事業・重点分野雇用創造事業・起業支 援型地域雇用創造事業)のなかで母子世帯の 母の雇用創出の取り組みを行うなど、地方自 治体の工夫しだいで、さまざまな就業支援を なしうることが確認できた。結果として、多 様な財源を使って多様な就業支援を行う自 治体と、母子福祉行政としての決められた枠 でしか就業支援を行わない自治体では実質 的なサービス量に違いが生じていた。しかし 厚生労働省「母子家庭の母の就業の支援に関 する年次報告」では調査対象を母子福祉行政 の就業支援に限定しているため、自治体間の サービス格差は表面化していない。母子福祉 行政としての就業支援を超えて、雇用労働行 政として母子世帯の母への就業支援を自治 体がいかに行うかが、就業支援政策を実質化 させるポイントである。

⑤就業支援の方法: 重層的就業支援

実施機関や運営方法に関する検討過程を通して、本研究が母子世帯の母への就業支援の方法として導き出した知見は、重層支援が必要であることである。就業支援が必要であるのは、就業支援を求める層のニーズが多様であるからである。(a)すぐに就業可能な層に対しては職業紹介、(b)技能習得を行えば就業可能な層に対しては職業紹介しては難業訓練、(c)就業環境や対人関係を体得を入る層に対しては中間的就労(d)就業に必要とがの場の提供、(d)就業に必要とがの場の提供、(d)就業に必要とがの場の提供、(d)就業に必要とである層に対してはエンパワメント支援など、個別的状況に応じた重層的・段階的な就業支援が必要である。

(a) (b)については従来から就業支援として行われてきた施策であるが、(c) (d)はいわゆるソーシャルワークとして行われてきた福祉的支援である。就業支援を実質化させるためには、職業訓練や職業紹介だけでなく、ソーシャルワークとしての就業支援が必要であり、段階的・重層的な支援体系の構築が求められる。各段階の支援を同一機関で行うか、それぞれの専門機関に振り分けるかについては自治体や実施機関の判断によるが、重層的な就業支援が必要であることの認識と、それぞれ各段階にある層を取りこぼさない体系的な支援が必要である。

⑥就業支援の方法:雇用先・受入企業

実施機関や運営方法に関する検討過程を 通して、本研究が母子世帯の母への就業支援 の方法として着目したもうひとつの知見は、 雇用先・受入企業側の視点が必要であること である。就業相談や職業訓練だけでなく、実 際の就業につなげるためには、職場開拓が必 須である。当該地域の産業構造や労働市場の 分析、求人開拓のための企業訪問など受入企 業側との折衝、母子世帯の雇用に理解を求め るための研修・意見交換など、企業側へのア プローチが不可欠である。企業との信頼関係 を構築し母子世帯の母の就職へと結びつけ るには、企業側が求めるニーズや能力を把握 し、求職者である母子世帯の母の個別的特性 と適合するかどうか綿密な考察が求められ る。そのためには、母子世帯の母への支援プ ロセス全体から個別的特性や状況を踏まえ る必要があり、相応しい職場に紹介・就職し た後も、職場内での悩みやトラブルを解決・ 回避するための継続した支援が要請される。

これらは一見、企業利益のための取り組みにみえるが、A 自治体の児童扶養手当受給資格者データの分析からもわかるとおり、日本の母は就業率が高いとはいえ雇用が終しているとは限らず、就職・転職を繰り返して把握し、企業ニーズに合致した求職者の安定雇用にとっても欠かせないるとは、求職者である母子世帯の安定雇用にとっても欠かせない活躍の安定雇用にとっても欠かせない活躍の登記を経済である。継続支援によってその職場で活躍の政策とできて、次の雇用機会を拡大させるの、次の雇用機会を拡大させるがり、次の雇用機会を拡大させるがり、次の雇用機会を拡大させる。現在、多くの地方に行われている就業支援に欠める。現在、多くの地方に行われている就業支援に欠める。現在、多くの地方にあり、今後求められる課題である。

(7)在宅就業 (テレワーク)

母子世帯の母に対する就業支援のひとつ として安心こども基金による「ひとり親家庭 等の在宅就業支援事業」がある。在宅就業(テ レワーク) は子育てと生計の維持を一人で担 わなければならない母子世帯にとって効果 的な就業形態といわれており、また東日本大 震災後は、雇用機会を失った被災地の失業者 対策として、さらには一般企業でも将来の大 規模災害に備えた危機管理対策として、ある いはワークライフバランス対策として、在宅 就業(テレワーク)が推進されつつある。本 研究では、「ひとり親家庭等の在宅就業支援 事業」の実施自治体および委託先である実施 機関に対してヒアリングを行い、また被災地 の失業者対策としての在宅就業説明会、自治 体のテレワーク推進シンポジウムや導入企 業事例の資料収集をもとに検証を行った。母 子世帯の母への就業支援策としての留意点 は以下のとおりである。

第一に、雇用型と自営型のテレワークが区別されずに推進され、両者を混同した議論が少なくないが、自営型は仕事保障も収入保障もないことである。母子世帯の母や被災地の失業者に対しては自営型のテレワークが推進されているが、就業支援という名で行政が推奨しうる就業形態なのか、自営型の問題点は厳格に検証される必要がある。

第二に、自営型のテレワーク推進が、高齢者、専業主婦、障害者などの社会参加やいきが対策としても行われていることである。生計維持手段を別に有しつつ社会参加としてテレワークを活用しうる層と、母子世帯の母や被災地の失業者など「就業支援」と自の母や被災地の失業者など「就業支援」と自営型テレワークに辿りついた層が混在する。大きいのでは、国内のみならず、時間的もさいがゆえに世界的競争にさら険性がある。

第三に、懸念される点があるとはいえ「ひ とり親家庭等の在宅就業支援事業」は基礎的 IT技術が修得できること、訓練時の託児の 保障があること、少額とはいえ訓練手当が支 給されることなど意義もある。今後クラウド ソーシングなどの普及により雇用労働が減 少し業務請負が増加していけば、母子世帯の 母に将来の所得獲得機会を提供した事業と 位置づけられなくもない。実際、事業の実施 自治体では定員を越える応募があり受講生 を選考・選抜しているが、結果として雇用労 働者としても活躍しうる能力の高い層を選 抜している可能性があり、この事業がどうい った母子世帯の層を対象としているかは不 明確である。自営型の在宅就業(テレワーク) の利点は、雇用労働には就職しにくい年齢階 層、学歴階層、障害程度であっても所得獲得 機会が得られることであることから、公的財 源を用いた就業支援事業とするには対象を 明確化すべきである。

⑧子育て支援

母子世帯の労働と福祉に関する政策動向として、現物給付としてのサービス支援を重視することは、他の先進諸国でもみられる特徴である。とくに母子世帯の母の就業率を増加させるための就業支援と、そのために不可欠な保育サービス・子育て支援は共通した課題として調査・研究が蓄積され、実践的な取り組みが行われている。

本研究では外国の母子世帯政策を検討するなかでparenting支援に注目した。子どものいる貧困・低所得世帯の支援策として「親として学び」や「子育ての方法」を教えるparenting政策は、現金給付と違って財政負

担が小さいこと、児童虐待の防止につながる こと、就学前の乳幼児期支援の投資効果が消息 いことなどから、母子世帯支援としかし、親子 され、導入されはじめていた。しかし、親という parenting 政策を安易に推進自身はりまる。 接という parenting 政策を安易に推進自身はりまる。 とは、貧困の原因も解決の責任もらんでいまえた。 とは、されば注意が必要である。とは子はいるでは注意が必要である。とは子なの推進には注意が必要階階や土としてかまる。 をの推進には注意のとは子なの自己となり、 をでも乳幼児のいる低学歴階や土として方法にであると「就業のとして方法との方法とのといる。 形成は不可欠であると「就業で確認とれたで 形成は不可欠であると「就業で確認とれたであら、東日本大震災の被災地のはまた。 というに実践を行い検証を試みた。

本研究で使用したのはカナダの親支援プログラム Nobody's Perfect である。このプラムは乳幼児の子どもをもつ「若い親、ひとり親、孤立した親、低所得の親、低学歴の親」を対象とした親支援プログラムだが、日本では多くの母親は孤立した環境でみるという解釈のもとで、対象を音でもしているという解釈のもとで、対象を音でもなりな親支援プログラムとしている。誰でも子美プログラムとという解釈のもとで、対象を普及している。誰でも子子があるというにないと考えられる。

本研究では子育て支援にかかわる関係者に4日間ファシリテーター研修を行い、その後6回連続の親支援講座を1クール実施した。親支援講座の受講生の合意を得て連続講座の前後で自尊感情尺度を用いた効果測定られてきるながら本研究ではプログラムの決してあるながら本研究ではプログラムの親、低学歴の親、低所得の親、低学歴の親、のの注目を集め、またファシリテーターともりうる地域人材が養成されたことから、2013年度は自治体直営で1クールする運びとなりまた。本研究の成果と課題をもとに自治体の実践に協力することで検証を継続していく。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計6件)

- ①<u>藤原千沙</u>、母子世帯の貧困と学歴:2011年 調査からみえてきたもの、現代思想、査読無、 40巻15号、2012、pp.158-165
- ②湯澤直美、<u>藤原千沙</u>、石田浩、母子世帯の 所得変動と職業移動:地方自治体の児童扶養

手当受給資格者データから、社会政策、査読 有、4巻1号、2012、pp. 97-110

- ③藤原千沙、湯澤直美、石田浩、母子世帯の所得分布と児童扶養手当の貧困削減効果:地方自治体の児童扶養手当受給資格者データから、貧困研究、査読無、6巻、2011、pp. 54-66
- ④湯澤直美、<u>藤原千沙</u>、生活保護受給期間に おける母子世帯の就業と収入構造、女性労働 研究、査読無、55号、2011、pp. 62-77
- ⑤<u>藤原千沙</u>、湯澤直美、被保護母子世帯の開始状況と廃止水準、大原社会問題研究所雑誌、 査読有、620号、2010、pp. 49-63
- ⑥藤原千沙、湯澤直美、石田浩、生活保護の 受給期間:廃止世帯からみた考察、社会政策、 査読有、1 巻 4 号、2010、pp. 87-99

〔学会発表〕(計1件)

①藤原千沙、ひとり親家族支援:日本の現状・運動・政策、国際女性デー/日仏シンポジウム、2013年3月9日、日仏会館(東京都)

[図書] (計2件)

- ①藤原千沙、山田和代、いま、なぜ女性と労働か、労働再審③女性と労働(藤原千沙、山田和代編、大月書店)、2011、284頁(pp. 11-39)
- ②藤原千沙、ひとり親世帯をめぐる社会階層とジェンダー、社会政策の中のジェンダー (木本喜美子・大森真紀・室住眞麻子編、明石書店)、2010、266 頁 (pp. 136-157)
- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

藤原 千沙 (FUJIWARA CHISA) 岩手大学・人文社会科学部・准教授 研究者番号: 70302049

(2)研究協力者

湯澤 直美(YUZAWA NAOMI)

立教大学・コミュニティ福祉学部・教授

研究者番号: 50308102 石田 浩 (ISHIDA HIROSHI)

東京大学・社会科学研究所・教授

研究者番号: 40272504 櫻 幸恵(SAKURA SACHIE)

岩手県立大学・社会福祉学部・講師

研究者番号: 60347185 江沢 あや (EZAWA AYA)

ライデン大学・日本学部・講師